

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報告番号：報告監7の第16号

監査の対象：令和6年度監査委員監査 業務委託（コンペ方式・プロポーザル方式の随意契約）に関する契約事務及び支出事務（検査に関する事務を含む。）

所管所属：福祉局

通知日：令和8年2月3日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
4	<p>障がい者の就業訓練を目的とした清掃業務委託の契約手法について整理するよう改善を求めたもの</p> <p>「障がい者の就業訓練を目的とした清掃業務委託」について、次の（１）及び（２）に記載する事実が判明した。</p> <p>（１）コンペで審査した内容と契約内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業のコンペでは、訓練に重点を置いた提案を受けた上で審査を行っていたが、実際の契約における仕様書は一般的な庁舎清掃業務委託の内容となっており、コンペで審査された提案内容とは異なった内容で契約締結が行われていた。</li> <li>・本事業について、上記のとおり、仕様書が一般的な庁舎清掃業務委託の内容であったことから、各所属は清掃業務として履行を確認しており、コンペの提案・審査項目であり本来検証が必要となる訓練部分の実績については、福祉局をはじめ本市として履行実績を確認していなかった。</li> </ul> <p>（２）規定等の未整理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年4月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「法」という。）が施行され、法の枠組みの中で本事業を実施することが可能であったが、本事業のこれまでの契約相手方である事業者の施設種別は、本市調達方針の対象としていなかった。</li> <li>・しかし、福祉局は、本事業について法と同様の理念で実施していることから、毎年度の実績は、本事業も含めて公表を行っており、本市調達方針と実績の公表に齟齬がある状況であった。</li> </ul> <p>【指摘事項】</p> <p>福祉局は、本事業の目的と業務内容を踏まえて本市調達方針等を改正するなど、適切な契約手法となるよう早急に見直されたい。 また、見直しに当たっては、趣旨等も含めて各所属への確に伝わるよう周知されたい。</p>	<p>○障がい者就労施設等の受注機会の促進を目指す法の趣旨を踏まえ、次のとおり対応し、契約手法を地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく障がい者支援施設等から役務の提供を受ける契約（以下「3号随意契約」という。）へ変更した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他都市事例の調査等を通じて、本事業のこれまでの契約相手方である事業者について事業内容を精査し、当該事業者を法に定める対象施設のうち共同受注窓口に該当するものとして整理を行った。</li> <li>・地方自治法施行規則第12条の2の21第1項の規定に基づく地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の「障害者支援施設等に準ずる者」については、法に定める対象施設と一致するよう令和7年8月20日に本市認定基準を策定した。</li> <li>・新たに策定した認定基準に従い、本事業のこれまでの契約相手方を認定した。加えて、認定基準を満たす事業者についても認定を行った。なお、「障害者支援施設等に準ずる者」を法に定める対象施設と一致させたことに伴い、本市調達方針の改正は不要となった。</li> <li>・本事業の趣旨および契約手法を3号随意契約に変更することについて、令和7年11月4日に各所属へ通知を行った。さらに、次年度以降の契約に関して、制度の目的や概要等について令和7年12月4日に各所属へ周知を行った。</li> <li>・次期発注分より、3号随意契約にて実施する。</li> </ul>	措置済	令和7年12月4日